

第46号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 加東市福祉医療費助成に関する条例(平成18年加東市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第2条第22号中「若しくは療養費」を「、療養費若しくは訪問看護療養費」に改め、「家族療養費」の右に「、家族訪問看護療養費」を加える。

(加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例(平成18年加東市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保険外併用療養費」の右に「又は訪問看護療養費」を加える。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

第46号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

訪問看護のニーズの高まりを受け、訪問看護療養費を新たに福祉医療費助成制度の対象とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第1条）

医療保険各法の給付に係る規定に訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費を追加すること。（第2条関係）

(2) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第2条）

高齢者の医療の確保に関する法律の給付に係る規定に訪問看護療養費を追加すること。（第2条関係）

3 市民負担への影響

訪問看護療養費を福祉医療費助成制度の助成対象とすることにより、訪問看護療養費の自己負担が軽減されることとなる。

なお、従前から市の訪問看護利用料助成制度により訪問看護療養費が全額助成の対象となっている重度障害者等については、制度変更後の訪問看護療養費の自己負担分についても、引き続き全額助成する。

4 市財政への影響

訪問看護療養費が福祉医療費助成制度の助成対象となることにより、扶助費等は1,997千円の増額となるが、訪問看護療養費に係る経費が兵庫県の福祉医療費助成事業等補助金の対象となるため、県補助金は998千円の増額が見込まれる。

なお、市全体の一般財源としては、福祉医療費助成制度（重度障害者医療費助成事業分）が999千円増額となるものの、訪問看護利用料助成制度（地域生活支援事業分）が1,824千円の減額となるため、差引き825千円の減額が見込まれる。

5 施行期日 令和3年7月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) （略）</p> <p>(22) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費_____の支給（家族療養費_____及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(23)～(26) （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(21) （略）</p> <p>(22) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。</p> <p>(23)～(26) （略）</p>
<p>○加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による療養、保険外併用療</p>

養費_____に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年（療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、

養費又は訪問看護療養費に係る療養（以下「療養」という。）のあった月の属する年度（療養のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年の前年（療養のあった月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び療養のあった月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、

零とする。)の合計額が80万円以下であるものをいう。

(4) (略)

零とする。)の合計額が80万円以下であるものをいう。

(4) (略)